

令和2年9月定例教育委員会次第

日時：令和2年9月25日（金）
午前9時30分～午前11時
場所：犬山市役所3階301会議室

1. 開会
2. 教育長報告
(前回会議録の承認)
3. 付議事件の審議
 - 第21号議案 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱について (歴史まちづくり課)
 - 第22号議案 犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱について (子ども未来課)
 - 第23号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について (子ども未来課)
4. 通信及び請願
5. 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1
 - (2) 9月議会について (教育部) No.2
 - (3) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について (学校教育課) No.3
 - (4) 新型コロナウイルス感染症に対する小中学校の対応 (学校教育課) No.4
 - (5) 学校施設長寿命化計画の進捗状況について (学校教育課) No.5
 - (6) 「犬山おあしす(あいさつ)運動」標語 入賞・優秀賞について (文化スポーツ課) No.6
 - (7) 10月・11月行事予定表について (学校教育課) No.7
 - (8) 議会の議決を経るべき事件 (学校教育課) No.8
 - (9) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.9
6. 自由討議
7. その他
 - ・総合教育会議のテーマ及び日程について (企画広報課)
8. 閉会

犬山市教育委員会第21号議案

犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和2年9月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会委員名簿

任期:委嘱の日から諮問に係る答申の日まで

No	区分	氏名 【敬称略】	肩書き	備考
1	学識経験者	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会副会長	新規
2		笥 真理子	(公財)犬山城白帝文庫学芸員	新規
3		鬼頭 秀明	文化庁文化審議会専門委員	新規
4		佐藤 正知	元文化庁主任調査官(史跡部門)	新規
5		村上恵美子	元愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室長 元犬山市教育委員	新規
6		四辻 秀紀	名古屋経済大学犬山学研究センター副センター長	新規
7	関係団体	奥村 好樹	犬山商工会議所事務局長	新規
8		中田 哲夫	(一社)犬山市観光協会専務理事	新規
9		丸山 和成	犬山歴史研究会会長	新規
10		大塚 友恵	(特非)古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 主任研究員	新規
11	行政機関	川口 佐織	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室長	新規

1) 設置について

- 犬山市付属機関条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき委員会を設置する。
- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化財保存活用地域計画の策定に関する事項について審議する。
- ・委員は15人以内とする。
- ・委嘱期間は審議期間とする。

○犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会規則(令和2年教育委員会規則第7号)に基づき委員会を開催する。

- ・委員会の委員は犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会規則第2条に基づき教育委員会が委嘱する。
- ・委員会に委員長を置く。
- ・委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

- ・年3回(5月、10月、1月頃を予定)に協議会を開催する。

3) 協議会の女性比率は36%

犬山市教育委員会第22号議案

犬山市要保護児童対策協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び第4条の規定により犬山市要保護児童対策協議会委員を別紙のとおり委嘱するものである。

令和2年9月25日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市要保護児童対策協議会委員の一部退任に伴い、補欠委員を委嘱する必要があるからである。



令和2年度 犬山市要保護児童対策協議会代表者会議 委員名簿 (新旧対照表)

区分	機関名等	役職等	令和元年度	令和2年度	備考
児童福祉関係	愛知県一宮児童相談センター	センター長	近藤 雅明	近藤 雅明	
	児童養護施設 溢愛館	施設長	金井 牧仁	金井 牧仁	
	乳児院 赤ちゃんの家さくらんぼ	施設長	栗原 英樹	栗原 英樹	
	犬山市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員代表	吉原 支郎	吉原 支郎	
	犬山市民生委員児童委員協議会	主任児童委員代表	杉本 裕子	杉本 裕子	
保健医療関係	愛知県江南保健所	所長	柴田 和顯	柴田 和顯	
	尾北医師会	代表	榑原 吉峰	榑原 吉峰	
	犬山扶桑歯科医師会	代表	石原 朗	石原 朗	
教育関係	桜花学園大学	代表	多川 則子	多川 則子	
	犬山市小中学校校長会	代表	岩田 俊樹	岩田 俊樹	
	光明幼稚園	園長	池田 正順	池田 正順	
人権関係 司法、警察	犬山警察署生活安全課	課長	倉地 直文	松井 淳司	変更
	犬山市人権擁護委員	代表	市原 尊光	岩田 芳子	変更
(NPO、その他社会福祉法人等)	犬山市社会福祉事務所	所長	吉野 正根	吉野 正根	
	犬山市社会福祉協議会	会長	松浦 英幸	松浦 英幸	
	NPO法人子どもの虐待防止民間ネットワーク・あいち (CAPNA)	代表	兼田 智彦	兼田 智彦	
	NPO法人ばんぼネットワーク	代表	瀧川 由紀子	瀧川 由紀子	
	その他市長が必要と認める者	-	-	-	

(敬称略)

1 設置について

- 平成16年度児童福祉法改正法により、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図り、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として、平成17年10月に「犬山市要保護児童対策協議会」を設置。
 - ・委員は犬山市要保護児童対策協議会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
 - ・会議に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員のうちから教育委員会が指名する。

2 会議の開催

- ・年に1回～2回開催する。
- ・関係機関との連携・協力・情報交換及び実務者会議からの活動報告の評価など

3 本会議の女性比率は 23.5%

- 4 新たに委員を委嘱する者の任期 令和2年10月1日から令和3年9月30日
- その他の委員の任期 令和元年10月1日から令和3年9月30日

犬山市教育委員会第23号議案

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

犬山市プロポーザル審査委員会規則第4条の規定及び犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和2年9月25日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員を委嘱する必要があるからである。



犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会

(任期：令和2年9月25日～審査委員会終了まで)

No.	区分	職名	氏名	備考
1	学識経験者	名古屋経済大学 教育保育学科教授	関谷 みのぶ	
2	学識経験者	名古屋短期大学 保育科准教授	橋村 晴美	
3	事業者	白帝保育園 園長	岡田 正順	
4	事業者	犬山さくら保育園 園長	岡田 寿美代	
5	保護者代表	楽田子ども未来園 令和2年度保護者会会長	奥村 味可子	
6	保護者代表	羽黒南子ども未来園 令和2年度保護者会会長	長谷川 泰世	
7	行政職員	犬山市入札契約審査会委員		行政職員
8	行政職員	犬山市入札契約審査会委員		行政職員

1 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会を設置する。
 - ・ 犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、プロポーザル方式により候補者の選定を行う。
 - ・ 委員は審査する案件ごとに15人（以内）とする。
- 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則に基づき、審査委員会を開催する。
 - ・ 審査委員会に委員長を置く。
 - ・ 審査委員会の招集は市長が行う。

2 審査委員会の開催について

- 2回（9月下旬、11月上旬）

3 審査委員会の女性比率 62.5%